



「IBF 正会員」について

* 会員規約 *

(※重要事項：必ずお読みください)

一般社団法人
IBF 国際美容連盟

International Beauty Federation

Contents

2020年8月1日付改定の新規約〔★改定規約〕です。

重要事項ですのでIBF会員様全員に送付しています。

必ずお読みの上、大切に保管ください。

この規約はIBFウェブサイトでも公開しています。

- 正会員とは 2
- 正会員の特典 2-3
- I B F ライセンス登録手続き 3
- 登録料・年会費 (★) 4
- 会員登録日 (★) 4
- 会員在籍期間・更新 (★) 4
- 休会・退会・会員権利の喪失 (★) 5-6
- 会員登録事項の変更 (★) 6
- 会員権利の譲渡・貸与 (★) 6
- ライセンス認定証・パスポート（会員手帳）の再発行 . . . 6
- 個人情報の取り扱い (★) 6-7
- 管轄裁判所 (★) 7
- その他 (★) 7

一般社団法人 I B F 国際美容連盟

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-25-9 今井ビル5F

T E L : 03-5928-3800

F A X : 03-5928-3900

E-mail : info@ibf.or.jp

U R L : <https://www.ibf.or.jp/>

■ 『正会員』（国際メイクアップアーティストライセンス取得者）とは・・・

一般社団法人 IBF 国際美容連盟（以下 IBF）が認定・実施する「国際メイクアップアーティスト試験」に合格し、正会員登録手続きを経て、年会費を納める者をいいます。

■ 正会員の特典

■ メイク業界の最新情報を知りたい →→→ 会報・セミナー

- **IBF 会報のお届け：**
各種セミナー・イベント情報、メイク業界情報、海外からの情報など、様々な最新情報を IBF 会報として定期的にお届けします。
- **セミナー割引：**
IBF が主催する様々なセミナー等へ、正会員料金で出席することができ、常に国際メイクアップアーティストとして技術・知識の向上に努めることができます。
- **美容関連情報：**
IBF 直轄校より美容関連の情報（セミナー/講座案内等）を無料でお届けします。

■ メイクアップアイテムをお安く買いたい →→→ 割引購入

- **メイクアップアイテム購入割引：**
推奨教材（各種メイクアップアイテム）については、正会員価格（NYMA 受講生・卒業生→10%引きですが、IBF 正会員は 15%引き）で購入することができます。ウェブショッピングサイト「IBF ビューティプロショップ」をご利用ください。【 <https://www.ibf-shop.com/> 】

■ 資格を活用したい →→→ 活動支援

- **称号使用：**
 - ・履歴書等に「国際メイクアップアーティストライセンス取得」と記載することができます。
 - ・名刺等に「IBF 認定 国際メイクアップアーティスト」と記載することができます。
 - ・ご自身のウェブサイト、ブログ、SNS などに「IBF 認定 国際メイクアップアーティスト」の肩書が使用できます。
- **活動支援：**
IBF 正会員並びに国際メイクアップアーティストとして活躍することができ（上記の称号使用可）、その際の相談・アドバイスが受けられ、活動をバックアップします。
- **推薦状発行：**
IBF では就職活動のサポートとして、「推薦状の発行」をしています。就職活動のツールとしてご利用ください。推薦状発行をご希望の際は、【応募先企業の住所・連絡先・担当者名（わかる場合）・採用試験日（面接日等）】を IBF へご連絡ください。

※後日、採用結果の報告をお願いしています。

※申請から発行（発送）まで通常 2～3 日要します。原則、即日発行はお受けできません。

● **IBF Pro チーム登録：**

IBF Pro チームに登録することができます。（登録無料）

IBF Pro チームでは、ショーやイベント、撮影などヘアメイクの業務委託を受け、クオリティの高いヘアメイクサービスを提供し、クライアント様とヘアメイクさんのマッチングを積極的に行っていきます。ヘアメイクをただ派遣するのではなく、その後、ヘアメイクさんのキャリアアップへのサポートを考慮した活動にしていきます。

【 https://www.ibf.or.jp/ibf_pro/ 】

● **IASS 登録：**

インディペンデントアーティスト サポートシステム（IASS）を利用することができます。

アーティスト活動を支援するため、ウェブサイトで、「IBF 認定プライベートオフィス（P.O.）」としてインディペンデントアーティストを個別に紹介し、アーティストと美容関連業界の橋渡しとなるよう IBF が広報活動を行います。また、ご希望の方はメイクアップ教室運営も可能となり、パーソナルメイクテキストと指導要項の提供、及び教材の導入援助が受けられます。

【 <https://www.ibf.or.jp/iass/index.html> 】

● **推奨サロン／認定教室：**

ご自身のサロン、教室をそれぞれ「IBF 推奨サロン」「IBF 認定教室」として IBF ウェブサイト等で紹介することができます。また、IBF より様々なバックアップ・指導が受けられます。

【 <https://www.ibf.or.jp/registration/index.html> 】

※登録手続きをしない場合、または登録後休退会をすると、上記すべて無効または停止となります。

■IBF ライセンス登録手続き

1. 定められた登録料を、期日までに IBF に納入してください。
2. 「正会員登録用紙」と「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を、期日までに IBF に提出してください。
3. 登録者にはその証明として、IBF から「ライセンス認定証」及び「パスポート（会員手帳）」が交付されます。
4. 会員年会費 13,200 円（税込）は、「預金口座振替依頼書」にご記入いただいた指定金融機関口座より、IBF が指定した月（毎年 2 月、5 月、8 月、11 月のいずれか 1 回）に自動振替での納入となり、以後、継続して毎年その月に自動振替させていただきます。
5. ライセンスを複数登録する場合、会員年会費の重複はありません。

■登録料・年会費

1. 会員登録者は IBF に対し、登録時の登録料と在籍期間の年会費を毎年納める義務があります。
2. 年会費は、会員登録手続きにより IBF が「年度」として定めた 1 年間に充当されるものとします。登録に伴う各年度の期間と年会費の納入月は、**[表 1]** の通りです。
3. 年会費は、**[表 1]** の在籍年度（更新日）に入った初日より発生し、この日を過ぎた場合には該当年度の年会費全額を納める義務が生じます。
※日数や月数による比例配分精算（日割／月割の精算）は行えません。
4. 年会費は一律 13,200 円（税込）とし、毎年 1 回、登録時に申請された口座より、IBF が指定した月（2 月、5 月、8 月、11 月のいずれか 1 回）に自動振替で引き落としされます。
5. 一度 IBF 会員として登録されると、年会費の重複はありません。ただし、加盟校を主宰される場合等、別途 IBF より会費納入の義務が定められているものは、その規定に則り納入するものとします。

[表 1] （※会員在籍中は毎年 1 回の年会費納入が必要）

	※年会費 振替日/毎年	会員登録日 (更新日)	会員(ライセンス) 有効期限	休退会申請 (申し出)〆切日	休退会届出書 到着〆切日
2月会員	2月27日	2月1日	2月1日～翌年1月31日	12月25日	1月31日
5月会員	5月27日	5月1日	5月1日～翌年4月30日	4月1日	4月30日
8月会員	8月27日	8月1日	8月1日～翌年7月31日	7月1日	7月31日
11月会員	11月27日	11月1日	11月1日～翌年10月31日	10月1日	10月31日

■会員登録日

1. IBF 会員としての登録日は、登録者から提出された登録書類に基づき、IBF が認定した日とし、IBF が交付するライセンス認定証にはこの日付を記載します。

■会員在籍期間・更新

1. IBF 会員としての在籍期間は、会員登録日（更新日）より開始されるものとし、会員特典はこの登録日から発生します。
2. 在籍期間は、本規約にて「年度」と定めた 1 年間を在籍期間の最小単位とし、前年度中に会員からの特段の申し出（規定の届出書の提出）がない限り、在籍期間は毎年自動更新されます。
 次年度は会員登録日（更新日）からの 1 年間とし、以降、年度の区切りは同様とします。

■休会・退会・会員権利の喪失

1. 休会もしくは退会を希望する場合は、IBF に申し出て届出書を請求し、所定の手続きを完了^(※1)するものとします。^(※1) 口頭での申し出だけでは完了しません。届出書の提出が必要です。
※ [表1] の通り、会員登録日（更新日）の1ヶ月前^(※2)までにお申し出ください。
(※2 2月会員のみ年末年始の関係上若干早めです)
※ 申請時すでに新年度に入っていた場合は、同年度の年会費を含め過去の未納分すべてお納めいただいた上で手続きを行います。
滞納（未納）分の年会費がある場合は、休会及び退会手続きはできませんので、引き続き会員在籍及び会費支払いは継続するものとします。
※ 登録初年度及び復会初年度は、休会及び退会はできません。
2. 本人の都合により手続きが完了しない場合、会員在籍及び会費支払いは継続するものとします。

・【休会】

- ・休会手続き完了後、次年度から年会費請求は停止します。
 - ・会報のお届け、正会員としての各種特典は、休会中は停止します。
 - ・休会期間は休会日より最長 23 ヶ月です。休会期間内に IBF 事務局へ「復会」希望のご連絡をください。
 - ・休会期間を過ぎますと「自動復会」となり、以降年会費請求が再開します。
- ※ 登録初年度は休会できません。
- ※ 休会の継続はできません。
- ※ 年度途中の休会に伴う年会費の精算返還はできません。

・【退会】

- ・退会手続き完了後、次年度から年会費請求は停止します。
 - ・退会後は IBF 会員の登録は抹消され、会員の権利・特典は消失します。プロフィールや履歴書等の資格取得欄などへの記載もできなくなります。
 - ・IBF 認定 国際メイクアップアーティストである証のライセンス認定証・パスポート（会員手帳）を返納いただきます。
 - ・退会后、再度ライセンス取得を希望される場合は、改めて受験が必要となります。
- ※ 登録初年度は退会できません。ご了承ください。
- ※ 退会に伴う登録料の返還、年度途中の退会に伴う年会費の精算返還はできません。

・【登録抹消】

本記記載の各事項、規約に著しく反する行為等が生じた場合は、事前の通知をすることなく、IBF 会員登録が抹消されることがあります。

なお、抹消登録後も規約に基づく納入すべき年会費、IBF が保有する請求権、債券が償却されるものではなく、支払い義務は継続します。

また、規約に定めた条項以外でも、IBF の名誉を毀損し、社会的信用を失わせる行為を行った場合もこれに準じます。

抹消の場合は、会員の権利・特典は消失し、IBF から発行されたすべてのライセンス認定証、パスポート（会員手帳）とも、公式に証明するものとしては無効となります。

以後、ライセンスの取得等ができなくなると同時に、滞納等の規約違反による抹消記録が残りますので、十分にご注意ください。

■会員登録事項の変更

1. 氏名・住所・電話番号・E-mail・年会費の振替口座（結婚などによる口座名義変更を含む）など、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに IBF までご連絡ください。
2. 会員より登録事項の変更連絡がなかった場合、それにより会員特典その他の活用ができなかった場合も、IBF ではその責任は負わないものとします。

■会員権利の譲渡・貸与

1. IBF より会員に発行、送付した会員登録権、ライセンス認定証類等は、第三者への譲渡、貸与は一切できません。

■ライセンス認定証・パスポート（会員手帳）の再発行

1. ライセンス認定証の紛失、氏名変更等、あらためて発行を希望される場合は、IBF に再発行の申請を行ってください。
2. パスポート（会員手帳）再発行の場合も同様です。再発行には手数料が必要です。

■個人情報の取り扱い

1. 登録用紙及び必要に応じてご提出いただくその他の書類等にご記入の個人情報については、直轄校 N.Y. Make-up Academy（以下 NYMA）と共有させていただきます。
2. ご記入いただいた個人情報は IBF 及び NYMA より会報・教材の発送、サービス・商品・各種美容関連セミナー・各種美容関連講座のご案内、会員へのご連絡、ライセンス認定試験の情報提供等に使用します。

3. IBF は、会員からお預かりした個人情報を会員の同意なく前項の目的以外には使用しません。
4. IBF では、会員からお預かりした個人情報を、以下の目的で第三者に開示することがあります。その場合、IBF は当該第三者に対して、個人情報の流出・漏洩を防止するための適切な措置を取るよう求めることとします。
 - ①会員へのご案内及び会報・教材等の発送業務を行うため第三者に発送業務を委託する場合
 - ②クレジット契約のためにクレジット会社に契約業務を委託する場合
 - ③国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた第三者が法令の定めに従い個人情報を開示することを求めてきた場合
 - ④人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得るのが困難である場合
5. IBF では、会員から本人の個人情報の開示を求められた時は遅滞なく開示し、誤りがあれば遅滞なく訂正し、または、個人情報を消去する旨希望された時は遅滞なく消去します。ただし、この場合、会員ご本人であることを確認させていただきます。
6. 会員がサービス内容の変更・停止を希望される場合は、電話によりお申し出ください。その際、会員ご本人であることを確認させていただきます。

■管轄裁判所

1. 何等かの事由で、会員との間で契約、活動に伴う紛争が生じた場合は、IBF 事務局所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■その他

1. 法律の改正、社会情勢、その他の事情により規約及び会員登録に伴う諸規定の改定が必要と判断された場合は、会員に事前の通知をすることなくそれらを改定できるものとします。
2. 規約及び会員登録に伴う諸規定について見解の相違が発生した場合は、IBF の考え方を優先させるものとします。